

令和４年度埼玉県西部地域におけるワーケーション促進事業  
業務委託に係る企画提案競技実施要領

令和４年度埼玉県西部地域におけるワーケーション促進事業業務委託企画提案競技の実施については、この要領に定めるとおりとする。

1 委託業務名

令和４年度埼玉県西部地域におけるワーケーション促進事業業務委託

2 委託する業務の内容

別紙「令和４年度埼玉県西部地域におけるワーケーション促進事業業務委託」仕様書のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和５年２月２８日（火）まで

4 予算額

上限 ５，９８０ 千円

※ 本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

5 資格要件

(1) 本件に応募できる者の形態

ア 日本国内の法人その他の団体（以下「民間事業者等」という。）であること。個人での申請は受け付けない。

イ 日本国内の単体企業又は共同企業体（複数の民間事業者等で共同連帯して行う場合）とする。

共同企業体として行う場合は、令和４年度埼玉県西部地域におけるワーケーション促進事業業務委託に係るグループによる申請書（様式第１号）を提出すること。

単体の場合にあっては他の共同企業体の構成員となっていないこと。また、複数の共同企業体の構成員となることができない。

また、構成員のいずれかが、下記（２）の参加資格を満たしていない場合は、申請することとはできない。

(2) 本件に応募する者等に必要な資格

次のア～クのすべてを満たす事業者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者でないこと

イ 埼玉県財務規則（昭和３９年埼玉県規則第１８号）第９１条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと

ウ 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成２１年３月３１日付け入審第５１３号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること

エ 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成２１年４月

- 1 日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けている者ではないこと
- オ 民事再生法(平成11年法律第225号)第2条の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第2条の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)第2条の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと
- カ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと
- キ 物品買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(令和2年埼玉県告示第870号)に基づく令和3・4年度の物品等競争入札参加資格者名簿で、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち、「催物の企画・運営等関連業務」「旅行代理業務」「市場調査業務」又は「世論調査業務」のいずれかの営業品目(小分類)に登録された者又は過去に官公庁等が実施した地方創生事業の契約履行実績を有する者
- ク 提案仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本企画提案競技に参加できること

## 6 企画提案募集から委託候補者決定までのスケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和4年5月24日(火)	要領の公開(HPの公開)
令和4年5月27日(金)～6月3日(金)	質問受付期間
令和4年6月7日(火)	質問回答期限
令和4年6月8日(水)～6月14日(火)	企画提案参加者募集期間
令和4年6月8日(水)～6月15日(水)	企画提案書受付期間
令和4年6月下旬	選定委員会の実施
令和4年6月下旬以降	委託候補者決定、契約締結

## 7 企画提案募集から受注者決定までの手続き

### (1) 質問の受付及び回答

#### ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

(ア) 質問方法: 「令和4年度埼玉県西部地域におけるワーケーション促進事業業務委託に係る企画提案競技に関する質問書」(様式第2号)に記入の上、下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。

(イ) 送信先: 西部地域振興センター地域振興担当 f9311106@pref.saitama.lg.jp

(ウ) メール件名:

「令和4年度埼玉県西部地域におけるワーケーション促進事業」質問書(法人名)

(エ) 質問受付期間: 令和4年5月27日(金)～6月3日(金) 15時

#### イ 質問の回答

質問事項への回答は令和4年6月7日(火)までに、県ホームページに掲載する。

### (2) 企画提案競技参加表明

本企画提案に参加を希望する法人(以下「参加希望者」という。)は、以下に基づき、予め参加表明を行うものとする。

ア 参加表明手続き

「令和4年度埼玉県西部地域におけるワーケーション促進事業業務委託業務委託に係る企画提案競技参加申請書」（様式第3号）1部を提出すること

イ 提出期間

令和4年6月8日（水）～6月14日（火）17時（必着）

ウ 提出先

西部地域振興センター地域振興担当

※ 提出は電子メールで行うこと。

（メール提出先）f9311106@pref.saitama.lg.jp

（メール件名）「令和4年度埼玉県西部地域におけるワーケーション促進事業」参加表明（法人名）

（3）企画提案書等の提出

ア 企画提案書の提出は以下に基づき行うものとする。

No	提出書類	提出部数
1	<p>「令和4年度埼玉県西部地域におけるワーケーション促進事業業務委託」に係る企画提案書（様式第4号） 別添資料の様式は任意とするが、「令和4年度埼玉県西部地域におけるワーケーション促進事業業務委託」仕様書（以下「仕様書」という。）に示す内容に基づいて、提案内容をパワーポイントで作成すること。「令和4年度埼玉県西部地域におけるワーケーション促進事業業務委託」に係る企画提案書に添付する資料に盛り込む内容について、次のものについては必ず記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーケーション体験プランの概要の作成</li> <li>・プランの作成のため、調査が必要な場合、調査の分析項目、方法について</li> <li>・実証実験の実施について</li> <li>・持続的なワーケーション事業の可能性を検討</li> <li>・提案書のアピールポイント</li> </ul> <p>ページ数は写真、画像も含めA4版で30ページ以内とすること</p>	<p>正本 1部 ※併せて、電子データも提出すること。</p>
2	<p>業務工程表（様式自由） ※複数の企業により参加する場合は工程ごとに担当する企業も示すこと。 ※ワード、エクセル、パワーポイント、PDFのいずれかで提出すること。</p>	<p>正本 1部 ※併せて、電子データも提出すること。</p>
3	<p>業務実施体制調書（様式第5号）</p>	<p>正本 1部 ※併せて、電子データも提出す</p>

		ること。
4	地方創生に関する業務実績調書（様式第6号）	正本 1部 ※併せて、電子データも提出すること。
5	見積書（様式第7号） ※見積金額については、提案内容を実現するために必要なすべての費用を積算し、記載すること。 また、可能な限り詳細な経費内訳を記載すること。	正本 1部 ※併せて、電子データも提出すること。
6	会社事業概要書（様式第8号） ※複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。	正本 1部 ※併せて、電子データも提出すること。
7	実施要領の「5 参加資格」を満たしている旨の誓約書（様式第9号） ※複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。	正本 1部 ※併せて、電子データも提出すること。
8	定款又は寄附行為及び履歴事項全部証明書（提案日前3か月以内に取得したもの） ※複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。	正本 1部 ※併せて、電子データも提出すること。
9	決算関係書類（過去1年分の貸借対照表及び損益計算書）	正本 1部 ※併せて、電子データも提出すること。
10	法人税、法人県民税（県内に事業所がある場合）、法人事業税（県内に事業所がある場合）、地方法人特別税（県内に事業所がある場合）及び消費税及び地方消費税の納税証明書	正本 1部 ※併せて、電子データも提出すること。

※N○3～10については、ワードまたはPDFで提出すること。

イ 提出方法

持参（17時まで）又は郵送（当日消印有効）によること。

電子データの提出は電子メールによること。（令和4年6月15日17時 必着）

（添付ファイルについて10Mbを超える場合には、1通につき10Mb以内になるよう、分割して提出すること）

ウ 提出期間

令和4年6月8日（水）～6月15日（水）17時（当日消印有効）

エ 提出先

西部地域振興センター地域振興担当

〒359-0042

埼玉県所沢市並木1-8-1

電子メール：f9311106@pref.saitama.lg.jp

件名は「埼玉県西部地域におけるワーケーション促進事業における企画提案書等（法人名）」とすること。

(4) 企画提案書等に関する留意点

- ア 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。複数の提案はできない。
- イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- ウ 参加申請に係るすべての費用（企画提案書の作成やプレゼンテーションなどに要する費用）は、参加者の負担とする。

(5) 委託先候補者の選定

委託先の選定に当たっては、企画提案書等を提出した者で、「埼玉県西部地域におけるワーケーション促進事業業務委託委託先候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が提案内容を総合的に審査し、最も評価が高かった提案者を委託先候補者として選定する。

ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を委託先候補者として選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

(6) 審査・選定

ア 審査基準

評価項目	評価の観点	配点
総合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の内容や趣旨を理解しており、具体的かつ実効性の高い提案内容であるか。（5点）</li> <li>・西部地域の地域性を理解したうえで、新規性があるものとなっているか。（5点）</li> <li>・各業務の連携を考慮し効率的な運営を図るとともに、実施方法やスケジュールなどが具体的かつ現実的な提案であるか。（5点）</li> <li>・提案内容を適正かつ確実に履行することが可能な組織体制が構築されており、業務の実施にあたり知識と経験を有する人員配置となっているか。（5点）</li> <li>・類似の業務実績から、提案内容を確実に履行できる能力を有し、また、良好な運営が期待できるか。（5点）</li> <li>・関係市との協力関係が構築され、地域に受け入れられる実現可能な内容であるか。（5点）</li> </ul>	30
実証実験の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワーケーション体験プランの策定までの過程が具体的に記載されているか。（5点）</li> </ul>	20

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラン参加者向けの観光メニュー作成について、創意工夫がなされているか。（５点）</li> <li>・実証実験の実施・分析の対象者として適切な参加者を募集する仕組みとなっているか。（５点）</li> <li>・実証実験の参加者、参加企業に対して、有効性や改善点などが適切に把握できるようなヒアリング、アンケート等を実施する内容となっているか。（５点）</li> </ul>	
持続的なワーケーション事業の可能性を検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証実験結果を集計・分析し、今後の西部地域におけるワーケーション事業の継続性などを明らかにできるか。（５点）</li> <li>・持続的なワーケーション事業の可能性の検討について（５点）</li> </ul>	10
費用の確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要となる経費・費目を過不足なく計上し、適正に積算されているか。（５点）</li> <li>・提案内容との整合性が取れているか。（５点）</li> </ul>	10
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省で示されている新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」に配慮した提案となっているか。（５点）</li> <li>・事業効果などを高める独自の創意工夫はあるか。（５点）</li> </ul>	10

#### イ 選定結果

文書で通知するとともに、県ホームページに掲載する。

#### ウ 契約の相手方の決定方法

県は審査により評価が最も高かった提案者を委託候補者として業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合には改めて見積書を徴収し見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

企画提案書等を提出した者が1者の場合は、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託候補者として選定する。

契約の締結に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、採用された提案者の提案内容に沿って、契約内容について協議・調整を行った上で契約を締結する。その際、提案内容を一部変更する場合がある。

なお、委託候補者が、業務履行に必要な能力を有しない場合や契約締結までの間に委託候補者に事故がある場合等、実施に係る協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、総合点が高かった者と順に協議を行うものとする。

企画提案競技において、不正が行われた事実が明らかになった時は、県は企画提案競技の決定を取り消す。

#### エ その他

新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、実施方法等を変更することがある。

その場合には、速やかに連絡する。

#### (7) その他留意事項

##### ア 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

- (ア) 談合その他不正行為が行われたと認められるもの
- (イ) 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの
- (ウ) 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの
- (エ) 指定する提出期限を過ぎて提出（到達）したもの
- (オ) 「7（3）企画提案書等の提出」のアに示す提出書類がないもの
- (カ) 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの

(8) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を県に請求することはできない。

8 お問合せ先

埼玉県西部地域振興センター地域振興担当

電話：04-2993-1110

Eメール：f9311106@pref.saitama.lg.jp